

管理者の専決事項の指定の一部改正について

管理者の専決事項の指定(平成9年新潟県西部広域消防事務組合議決第4号)の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 7 日 提 出

提出者	燕・弥彦総合事務組合議会議員	齋藤	信行
賛成者	燕・弥彦総合事務組合議会議員	丸山	浩
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	柏木	文男
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	山崎	光男
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	近藤	隆行
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	小林	秋光
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	岡山	秀義
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	小林	由明
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	タナカ	キン
同	燕・弥彦総合事務組合議会議員	土田	昇

記

管理者の専決事項の指定の一部改正について

管理者の専決事項の指定(平成 9 年新潟県西部広域消防事務組合議決第 4 号)の一部を次のように改正する。

本則中「地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「地方自治法第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この議決は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。